

盛土規制法施行後の残土条例・再生土条例の対応について

盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が、令和5年5月26日に施行されました。

千葉県(千葉市・船橋市・柏市を除く)では、令和7年5月26日に、盛土規制法に基づく規制区域を指定し、規制が開始されます。

残土条例・再生土条例と盛土規制法の目的比較

	残土条例・再生土条例	盛土規制法
災害発生の防止	○	○
土壌の汚染	○	×

災害発生の防止という点で、残土条例・再生土条例と盛土規制法は目的が共通していますが、土壌の汚染防止については盛土規制法で規制しておりません。

このことから、

残土条例・再生土条例の改正・廃止は実施せず、引き続き規制を行っていくこととしました。